

社会資本整備重点計画の素案に対する意見

平成 15 年 8 月
全 国 市 長 会

現在、社会資本整備重点計画の策定について検討が行われ、今般、同計画素案が示されたことから、下記のとおり意見を提出いたしますので、今後の検討に反映されるよう要請する。

記

全般関係について

1. 文章中、「大都市」「都市」「都市等」あるいは「地域」、「市民」と「国民」あるいは「住民」と「地域住民」という表現があるが、前者はどのような地域を指すのか、また、後者はどのような使い分けをしているのか、明確に整理するとともに、必要に応じ注釈を付けるなど、わかりやすい記述とすること。
2. 社会資本整備重点計画が広く国民に理解を得るために、できる限りわかりやすく記述すること。
同様の趣旨から文章中、「 等」と表記しているところは、「等」という表記をできる限り具体的に記述すること。
3. 達成される指標については、国全体での指標となっているが、都市規模や地域特性により指標に対する重みが異なることから、ある程度の地域や都市規模等による指標も併記すること。
4. 数値目標については目標年度までの数値を設定しているが、途中経過（進捗率）の数値を公表することが重要であることから、毎年度進捗率の公表を義務付けることについて記述すること。

「第 1 章 社会資本整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」について

1. 「第 1 章」の文章中

社会資本整備事業の各事業を実施するに当たり、地域間格差について配慮することを記述すること。

2. 「(3)地域住民等の理解と協力の確保」

地域住民の理解と協力の確保を図るためNPOや市民団体の活用、さらに維持管理コスト軽減のためアダプションプログラムの導入について記述すること。

3. 「(4)事業相互間の連携の確保」

文章中、「土地改良長期計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業とも連携。」とあるが、例えば、土地改良長期計画では水環境整備や農道整備等の事業を実施しているが、このような事業とどのように連携していくのか記述すること。

4. 「(8)社会資本整備における新たな国と地方の関係の構築」

文章中、「～国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方向で改革を推進。」とあるが、どのようなことなのか具体性に欠けるため、具体的に記述すること。

「第2章 社会資本整備の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要」について

1. 「第2章別紙」の文章中

各頁の「指標」及び「事業の概要」については、頁間の記述のレベルを統一すること。

さらに、「指標」及び「事業の概要」で使用している数字の整合性を図ること。

2. 「第2章別紙」の文章中

永年にわたって形成されてきた「地域の歴史的資源やまちなみの継承・保全」や社会資本の整備に当たり考慮すべき視点である「まちづくり」について記述すること。

3. 第2章別紙中の「暮らし」の文章中

社会資本整備重点計画においては、国土交通省所管の9本の事業分野別計画を一本化することとされ、「第八期住宅建設五箇年計画」については組み込まれていない。

しかしながら、「重点目標一覧」では、「住宅のバリアフリー化」や「住宅の耐震化」「密集市街地の改善」「住宅・建築物におけるCo2排出削減」

等が数値目標とともに位置づけられている。

住宅・建築に関する事項を社会資本整備重点計画に位置づけるのであれば、住宅建設五箇年計画の内容を十分に反映した記述をすること。

また、今後、耐用年数の到来したコンクリート住宅（マンション等共同住宅）が急増していることから、これらに対応する記述が必要である。

4. 「第2章別紙」の「安全」の文章中

重点目標である「安全」の文章中に、近年、多様化している犯罪抑止を図る観点から「安全なまちづくり」についての項目を新たに設けて記述すること。

「第3章 事業分野別の取組み」について

1. 第3章では、道路整備事業はじめ9つの事業について分野別に取り組みが記述されているが、鉄道についての記述がない。しかし、社会資本整備重点計画法第二条第二項において、「社会資本整備事業」には鉄道事業が含まれることが明記されているところである。

また、特に、鉄道については、今後のまちづくりや地域交通ネットワークに必要不可欠であることから個別分野に取り上げて記述する必要がある。

2. 道路整備事業

高規格幹線道路や地域高規格道路の整備についての数値目標を記述すること。

3. 下水道整備事業

今後、老朽化した下水道施設が急増することから下水道施設の再構築についての記述をすること。